

意見書案第3号

安保法制の廃止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成28年3月24日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 " 青木孝子

 " 宮下寛

安保法制の廃止を求める意見書

昨年9月強行採決された安保法制は、今年の3月から施行されます。

成立したとはいっても、議事録には「発言するもの多く、議場騒然、聴取不能」と記載され、法案の賛否を求めた発言もなく、「委員長退席」と書かれているだけです。

これで成立したといえるかどうかは疑問です。

また、この法案は、提出される前から国民の6割が反対であり、説明が不十分という声は、8割にも達していました。そして、法案が国会通過後も、反対の声は強く、国会前や全国各地で、いまだに抗議集会が開かれています。

国政の主人公は国民です。今、この法案の成立により、こうした国民無視の結果として、この国の民主主義と法治国家としてのあり方が問われています。

戦前の過ちに対する反省からつくられた日本国憲法を解釈で180度変え、米軍への兵站支援や戦乱地域でのPKO活動、集団的自衛権の行使、地理的制限をなくした武力活動等、憲法の解釈でできる限度をはるかに超えた活動を展開しようとしています。

特に、緊急の問題としては、アフリカ南スーダンでのPKO活動があります。

今回の法改定による、PKO法「改定国連平和協力法」によって、自衛隊の業務内容が拡大されました。「安全確保業務」と「駆けつけ警護」の新活動、そして業務を妨害する行為を排除する目的での武器使用の問題です。このことにより、自衛隊の現地での活動は、極端に危険性を増します。

政府は、「武力行使が発生していると考えていない」とか「停戦合意がされている」という認識の下、10月末までの派兵期間の延長を決めましたが、ここでは「住民保護」の目的のために国連軍と政府軍あるいは反政府軍の間に入り混じった戦闘状態が続いています。

このことは、国連の事務総長報告でも述べられていることです。

戦後70年間日本の自衛隊はひとりの外国人も殺さず、戦死者も出してこなかった歴史が、大きく塗り替えられようとしています。このような事態を許すわけには参りません。

よって本市議会は、政府及び国会に対して、安保法制の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月24日

中間市議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
防衛大臣	中谷	元	様
外務大臣	岸田	文雄	様